

議案第 75 号

桐生市立商業高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市立商業高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市立商業高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市立商業高等学校授業料等に関する条例(昭和 47 年桐生市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(受検料、入学金の免除)

第 3 条の 2 市長は、第 2 条第 1 項及び前条に規定する者で、非常災害その他特別な事由があると認められる場合は、審査の上受検料及び入学金を免除することができる。

第 4 条中「前 2 条」を「第 2 条及び第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 75 号 桐生市立商業高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例案

被災した生徒が、桐生市立商業高等学校を受検し、又は同校に入学する場合に、受検料及び入学金を免除できるよう、規定を整備しようとするものです。